

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

一 許可番号

令和六年六月十四日

指令川建セ第〇六〇〇二〇号

二 検査済証番号

令和六年十一月十九日

川建セ第〇六〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字成瀬字坂下三百二十五番一・三百二十七番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字上野千百一番地十

島田 隼来